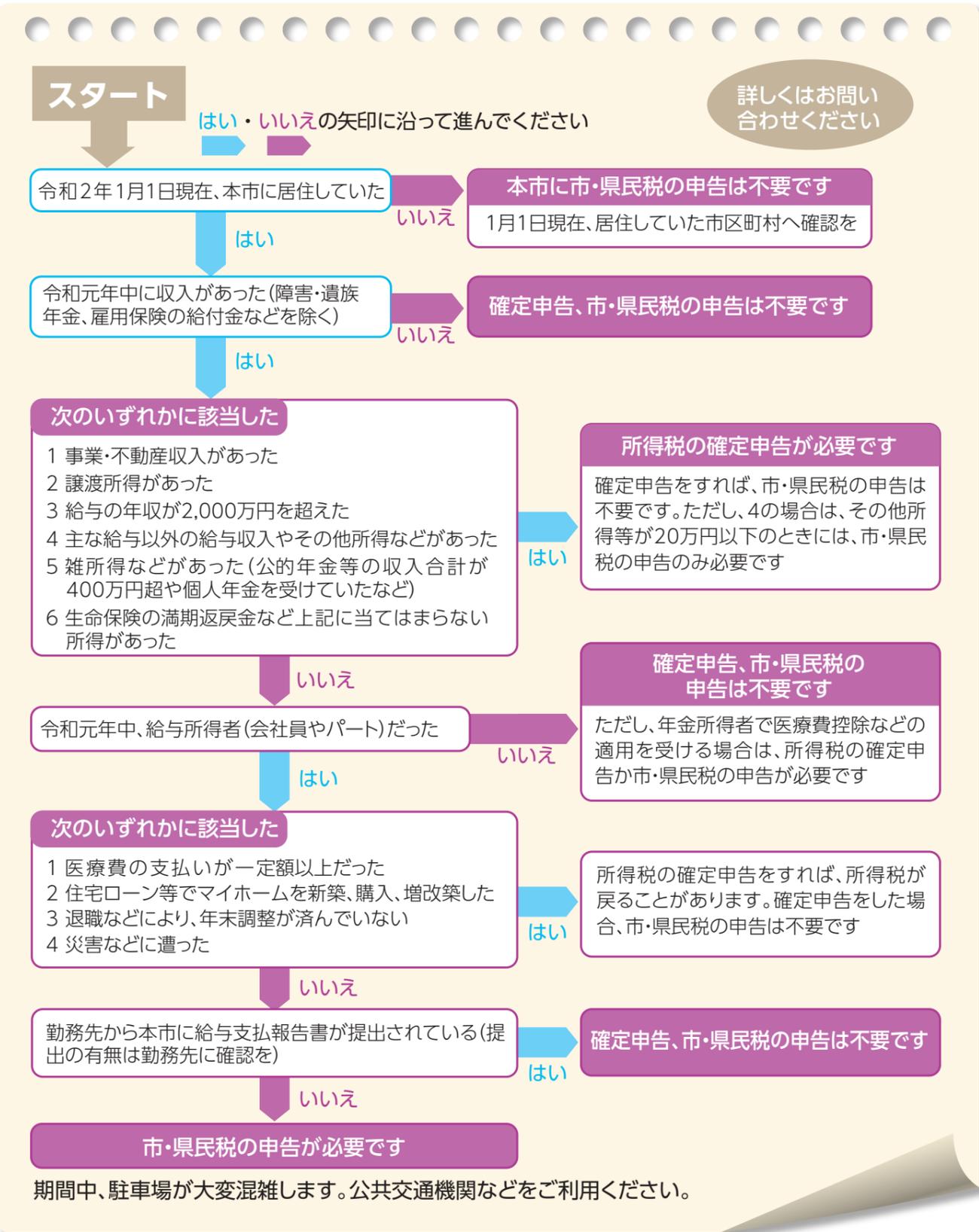


# 市民税・県民税の申告は3月16日(月)までに

税務課 ☎56-0608 [記事ID 3308](#) [HPを見る](#)

所得税(国税)の確定申告については、2月号広報に掲載予定です

令和2年度市民税・県民税は、令和2年1月1日に長久手市に住所がある人に対して、令和元年中の所得をもとに課税されます。下のフローチャートは申告が必要かどうかを目安として調べるものです。必要な人は期限までに申告をお願いします。



## 【申告に必要な持ち物】

### 申告に必要な持ち物

- ①マイナンバー通知書またはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの。
- ②マイナンバーカード(①、②のいずれか)
- 印鑑(認印可)
- 源泉徴収票など令和元年中所得がわかるもの
- 生命保険、地震保険、旧長期損害保険の支払証明書(保険会社から発行された証明書)
- 医療費、社会保険料などの領収書
- 医療費を補填する金額のわかるもの
- 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の収入がわかるもの
- 営業等の事業所得や不動産所得などの申告をする人は、収入、経費の明細書
- 障がいの程度がわかるもの(障害者手帳等)
- 国民年金保険料の支払いをしたことの証明書
- 寄付先から発行された証明書等

### 所得がなかった人でも、次に該当する人は申告の必要があります。

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要と思われる人
- 国民年金保険料の免除申請をする人
- 障害者自立支援法の福祉サービス、自立支援医療(精神通院・更正)の受給が必要な人
- 児童扶養手当、県遺児手当の受給を受ける人
- 各種健康診査の負担金の減免を受ける人
- 令和2年度(令和元年分)の所得証明書や非課税証明書が必要な人



## 【市民税・県民税申告会場】※①、②、③は市民税・県民税の受付のみです。

日時	会場	日時	会場
①1月30日(木) 13:30~15:30	福祉の家2階 会議室	③1月6日(月)~2月14日(金) 3月2日(月)以降 ※土・日・祝を除く 9:00~17:00	税務課 (市役所本庁舎1階)
②1月31日(金) 13:30~15:30	杵ヶ池体育館 会議室	④2月17日(月)~2月28日(金) 9:30~16:00 ※土・日・祝を除く	イオンモール長久手 4階イオンホール

## 住宅借入金等特別控除の確定申告相談会

昭和税務署 ☎052-881-8171 [記事ID 12547](#) [HPを見る](#)

時 1月27日(月)、28日(火)

持 ・印鑑(認印可)

- ①(午前の部)  
受付9:30~10:00  
説明10:00~11:30頃
  - ②(午後の部)  
受付13:30~14:00  
説明14:00~15:30頃
- 場 イオンモール長久手4階  
イオンホール
- 源泉徴収票など令和元年中所得や控除がわかるもの(原本)
  - ①マイナンバー通知書もしくはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの。②マイナンバーカード(①、②のいずれか)
  - 家屋(および土地)の登記事項証明書(法務局発行)
  - 家屋(および土地)の売買契約書または工事請負契約書の写し(取得価格の分かる部分)
  - 住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書(金融機関発行)
  - 金融機関の預貯金口座のわかるもの(申告者ご本人名義のもの)
  - 設計図の写し(店舗付併用住宅の場合)
  - 検査済証の写しまたは増改築等工事証明書(増改築の場合)
  - 年末調整で控除を受けていない生命保険・地震保険の控除証明書、医療費、寄附金などそれぞれを確認できるもの(他に控除を合わせて受ける場合)
- ※会場の混雑状況により、受付をおことわりする場合があります。

## 社会保険料控除のための納付額確認書

[HPを見る](#)

[記事ID 460](#)

【介護保険料】長寿課 ☎56-0613 【後期高齢者医療保険料】保険医療課 ☎56-0617 【国民健康保険税】保険医療課 ☎56-0618

介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税は、確定申告において社会保険料控除の対象となります。2019年中に納めた人には、納付額確認書を1月下旬にそれぞれの担当課から送付します。後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は同一の確認書でお知らせします。確定申告を行うまで大切に保管してください。

※ただし、遺族年金および障害年金以外の年金からの天引き(特別徴収)で納めた人には送付しません。日本年金機構などの年金保険者から送付される源泉徴収票を確認してください。

確定申告の無料相談(長久手会場)の開催期間が、税務署の対応に合わせて2月末までと短縮されます。

税務課 56-0608 [記事ID 13749](#) [HPを見る](#)